

# 横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第448号)

平成18年3月30日

横情審答申第448号

平成18年3月30日

横浜市長 中田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 三辺 夏雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮問  
について（答申）

平成17年9月9日道建第4913号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「昭和56年2月の「道水路等境界明示図・復元図」について及び関連事項に対する次の情報 東戸塚品濃中央土地区画整理の資料で、範囲は添付図面範囲に関する（区画整理組合から引継いだ引継がないとは関係なく）保有している資料全部。特に境界立会時の承諾書全部。（開始前から換地処分のところまで）ただし区画整理組合から昭和55年9月引継資料の次の6枚のものは不要。道路管理引継時文書、案内図、整理前公図、仮換地図、道路求積図、道路地形図。」の個人情報非開示決定に対する異議申立てについての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市長が、「昭和56年2月の「道水路等境界明示図・復元図」について及び関連事項に対する次の情報 東戸塚品濃中央土地区画整理の資料で、範囲は添付図面範囲に関する（区画整理組合から引継いだ引継がないとは関係なく）保有している資料全部。特に境界立会時の承諾書全部。（開始前から換地処分のところまで）ただし区画整理組合から昭和55年9月引継資料の次の6枚のものは不要。道路管理引継時文書、案内図、整理前公図、仮換地図、道路求積図、道路地形図。」の個人情報を非開示とした決定は、妥当である。

## 2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「昭和56年2月の「道水路等境界明示図・復元図」について及び関連事項に対する次の情報 東戸塚品濃中央土地区画整理の資料で、範囲は添付図面範囲に関する（区画整理組合から引継いだ引継がないとは関係なく）保有している資料全部。特に境界立会時の承諾書全部。（開始前から換地処分のところまで）ただし区画整理組合から昭和55年9月引継資料の次の6枚のものは不要。道路管理引継時文書、案内図、整理前公図、仮換地図、道路求積図、道路地形図。（道路局建設課（旧南部建設課））保有分」（以下「本件個人情報」という。）の個人情報本人開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成17年6月22日付で行った個人情報非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

## 3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「条例」という。）第2条第3項に規定する保有個人情報が存在しないため非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

- (1) 東戸塚品濃中央土地区画整理事業（以下「本件区画整理事業」という。）は、土地区画整理法（昭和29年法律第191号）第3条第2項に基づき設立された東戸塚品濃中央土地区画整理組合（昭和45年6月25日設立）が施行したものである。上記条項によれば、土地区画整理組合とは、所有権又は借地権を有するものが設立する組合である。

- (2) 東戸塚品濃中央土地区画整理の資料とは、東戸塚品濃中央土地区画整理組合が作成したものであると考える。また、境界立会い時の承諾書とは、本件区画整理事業に関する道水路等境界調査において作成された関係土地所有者の承諾書であると考ええる。異議申立人（以下「申立人」という。）は、これらの文書のうちの申立人の個人情報を求めているものと判断する。
- (3) 条例第25条第2項では、個人情報本人開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないときは、開示しない旨の決定をすることと規定されている。東戸塚品濃中央土地区画整理の資料については、本市において作成し、又は取得していないため保有していない。また、当該地において本件区画整理事業に係る道水路等境界調査は実施していないことから、本件個人情報は保有していないため、条例第25条第2項に基づき非開示とした。

#### 4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消すとの決定を求め、再度、情報開示を求める。
- (2) 東戸塚品濃中央土地区画整理に関する文書で、申立人を含む複数の人の手書き署名が1枚の用紙に書かれた文書を、上大岡の道路局建設部南部建設課（当時。現在の道路局建設部建設課）において実際市民が見たので、同区画整理の資料全部の情報開示を道路局建設課（南部建設課）保有分として平成17年6月8日に求めたが開示されなかった。
- (3) 情報開示は、すべて示さなければいけないことになっているものであり、また、このような文書は破棄できない性質の文書である。文書が実際にあったので、非開示理由である、作成し、取得しておらず、保有していないためとの理由には当たらない。
- (4) 本件個人情報は、道路局建設部南部建設課にて、その文書を実際に市民が見たという事実に基づき請求したものであるもので、保有していないというのは完全に間違いである。また、その文書は、1枚のみの単品の形体ではなく、区画整理関係書類の他の何枚かの文書とともにつづられた中に存在していたものなので、紛失というのは考えにくい。つづりの中のその1枚だけ無いというのは逆に不自然である。また、つづり全部が無いというのは更に考えにくく、それこそ行政機関の公的書類の管理方法に問題があるということになる。

- (5) 横浜市为非開示理由によれば、(当該個人情報を保有しているが)全部開示しないから開示しないとも読め、当該個人情報を保有しているともとれる。また、全部を開示しない理由が述べられていない。したがって、開示されないなら、全部開示しない理由の具体的説明をしてほしい。
- (6) 人の生活・財産を保護するために開示することが必要であると認められる情報は、開示しなければならないことになっている。申立人本人の署名のある文書の開示請求であるから、本人からの請求は本人には開示されているのが通常である。市民だから署名を見せてもらう権利はある。
- (7) 非開示理由によれば、文書の存在自体を否定しており、実際に市民が見た事実に対し、非開示理由は相反するものである。横浜市が作成した文書でないなら、開示しても横浜市には不都合は無いことであるし、市民が見たときには普通に市民は見られた文書なのである。にもかかわらず文書の存在自体を否定するのは何か別の理由があるということになる。普通に市民が見られた文書がなぜ開示されないのか。
- (8) 東戸塚品濃中央土地区画整理の資料は、横浜市において作成し、また、取得していないと述べるが、市民が見た事実はどうなるのか。区画整理であっても境界立会いは所有者同士が行うものであるから、区画整理組合は関係なく、横浜市の土地と民有地との境界に関する資料は、所有者であり実施した横浜市が永年保存しているものであるのに、それを保有していないとの回答は、どのように解釈したらよいのか。横浜市が認可したこれだけ広範囲な区画整理を、承諾書が何も無い状態で市道と民地の境界に明確な根拠無く行ったと述べていることになる。
- (9) 非開示理由説明書には当該地において本件区画整理事業における道水路等境界調査は実施していないとあるが、一方で区画整理中の昭和56年2月の道水路等境界明示図・復元図の存在があるということになる。
- (10) 横浜市の回答は、本件個人情報の存否の事実がどちらなのか明確でない上、現物の文書が存在した事実とつじつまが合っておらず、このように矛盾点がある。開示されないときには、以上これらいくつかの疑問への回答を出してほしい。個人情報の開示を求める市民に対する行政としての正しいあり方として、また、個人の知る権利に基づき、行政に対し申立人の求める情報の開示を求める。

## 5 審査会の判断

### (1) 道水路等境界明示図・復元図について

道水路等境界調査は、横浜市が管理する道路、水路及び堤とう敷等(以下「道水

路等」という。)とこれらに接する土地との境界を明らかにするために実施しているものである。横浜市は、境界調査を申請しようとする道水路等に隣接する土地の所有者(以下「申請者」という。)からの申請を受け、申請者及び隣接地の所有者の立会いによる協議の上、その境界を確定する。

境界が確定していない場合に、初めてその境界を確定することを境界明示といい、既に確定している場合に申請者及び隣接地の所有者と立会いの上、資料等に基づきその境界を確認することを境界復元という。これらの道水路等境界調査を行った場合に、その結果を明らかにしておくために作成する図面が、道水路等境界明示図・復元図(以下「境界調査図」という。)である。

## (2) 本件区画整理事業について

本件区画整理事業は、東戸塚品濃中央土地区画整理組合によって施行された土地区画整理事業である。東戸塚品濃中央土地区画整理組合は、昭和45年に組合設立の認可を受け、土地区画整理事業に係る工事に着手し、昭和57年の換地処分を経て、昭和59年に解散している。

## (3) 本件個人情報について

申立人は、個人情報本人開示請求書に、開示請求する個人情報として「昭和56年2月の「道水路等境界明示図・復元図」について及び関連事項に対する次の情報 東戸塚品濃中央土地区画整理の資料で、範囲は添付図面範囲に関する(区画整理組合から引き継いだ引継ぎがないとは関係なく)保有している資料全部。特に境界立会時の承諾書全部。(開始前から換地処分の頃まで)ただし区画整理組合から昭和55年9月引継ぎ資料の次の6枚のものは不要。道路管理引継時文書、案内図、整理前公図、仮換地図、道路求積図、道路地形図。(道路局建設課(旧南部建設課)保有分 都市整備局保有分)」と記載して請求を行っており、個人情報本人開示請求書に、請求対象の区域として本件区画整理事業の施行地区の一部を含んだ区域(以下「請求対象区域」という。)を示した図面及び請求対象区域に含まれる本件区画整理事業の施行地区の地区界道路の一部に係る道水路等境界明示図・復元図であって測量年月日昭和56年2月と記録されたもの(以下「本件境界調査図」という。)を添付している。

都市整備局はこの請求に対し、東戸塚品濃中央土地区画整理事業設立認可申請書等に含まれる申立人の個人情報を開示しており、申立人は、道路局建設部建設課(以下「建設課」という。)がこの請求に対して行った個人情報非開示決定につい

て異議申立てを提起している。

当審査会は、開示請求書の記載及び添付資料の内容から、本件個人情報、本件区画整理事業の資料（昭和55年9月に東戸塚品濃中央土地区画整理組合から引継ぎを受けた道路管理引継時文書、案内図、整理前公図、仮換地図、道路求積図及び道路地形図を除く。）であって請求対象区域に係るものであり建設課が保有しているもの（以下「本件申立文書1」という。）及び承諾書を含む本件境界調査図に係る道水路等境界調査の関係文書のうち建設課が保有するもの（以下「本件申立文書2」という。本件申立文書1及び本件申立文書2を総称して、以下「本件申立文書」という。）に含まれる申立人の個人情報であると判断した。

(4) 本件個人情報の不存在について

ア 実施機関は、本件個人情報は取得、作成しておらず、保有していないと主張しているため、平成17年12月16日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

(ア) 本件区画整理事業に係る資料について

建設課は、土地区画整理事業に係る業務を所管していないため、一般的に土地区画整理事業に係る資料は取得及び保有していない。ただし、所管業務である道路整備事業の施行地区と土地区画整理事業のそれが接しており、かつ、それぞれの事業の工事の実施時期が重なる場合には、調整を行う必要があるため土地区画整理事業の資料を取得することがある。

本件請求の請求対象区域においては、そこを横断する形で都市計画道路環状2号線（以下「環状2号線」という。）が走っている。環状2号線は、本件区画整理事業の施行地区においては本件区画整理事業によって整備され、施行地区外においては横浜市が整備を行った。しかし、環状2号線の本件区画整理事業の施行地区に接する部分の整備工事は、本件区画整理事業の終了後に実施したため、本件区画整理事業の資料を必要とすることはなく、本件申立文書1は取得しておらず保有していないため非開示とした。

(イ) 本件境界調査図に係る道水路等境界調査の関係文書について

a 承諾書とは、道水路等に隣接する土地の所有者が、現場立会いの下に確認した境界を自分の土地と道水路等との境界として承諾するという各自の意思を表したものであり、道水路等境界調査の実施に伴い作成され、横浜市が取得する文書である。道水路等境界調査業務を所管する区土木事務所は、承諾

書を含む道水路等境界調査に関する文書を道水路境界明示関係書類（保存期間30年）として保管している。本件請求を受け、建設課はもとより、本件境界調査図が示す区域の道水路等境界調査業務を所管している戸塚区土木事務所において、保有しているすべての道水路境界明示関係書類を調査したが、本件境界調査図に係る道水路等境界調査の関係文書を見つけることはできなかった。また、本件境界調査図は、道路局道路部道路調査課（以下「道路調査課」という。）がマイクロフィルム化して保有している図面の写しであり、道路調査課が本件境界調査図の原本を取得した時期は昭和56年当時であることから、本件境界調査図に係る道水路等境界調査が行われているなら昭和56年以前の実施であると考え、当該区域における道水路等境界調査の記録についても調査したが、平成6年度の道水路等境界調査及び平成10年度の地籍調査の記録のみしか存在せず、本件境界調査図に係る道水路等境界調査と考えられるものが実施されたという記録は存在しなかった。

- b 申立人は道路局建設部南部建設課で申立人を含む複数人の手書き署名を見たと主張しているが、承諾書を含む本件境界調査図に係る道水路等境界調査の関係文書は保有していないため、申立人は道路局建設部南部建設課において平成6年度に実施した道水路等境界調査に係る承諾書を見て、本件境界調査図に係る承諾書と思ったのではないかと推測する。
- c 通常、横浜市以外の施行者によって土地区画整理事業が施行される場合、横浜市は道水路等に隣接する土地の所有者からの申請を受けて、施行地区内及び施行地区に接する道水路等の境界調査を実施している。しかし、前述のとおり本件境界調査図に係る道水路等境界調査の関係文書及び本件境界調査図に係る道水路等境界調査の記録は無いことから、本件境界調査図に示されている地区界道路の一部については、申請者からの申請が無く、横浜市は道水路等境界調査を実施しなかったものとする。
- d 道路調査課がマイクロフィルムで保有している本件境界調査図の原本は、本件境界調査図に示されている地区界道路の道路台帳平面図（素図）の参考図面として、測量業者から取得したものである。しかし、本件境界調査図に係る道水路等境界調査の記録はなく、また、本件境界調査図の原本には文書管理のために境界調査図等に通常記入している簿冊番号等の記録がないため、横浜市が実施した道水路等境界調査を基に作成された境界調査図であるとは



考えられない。本件境界調査図の原本を取得した昭和56年当時においても道路台帳平面図（素図）を作成する際に参考とする境界調査図は謄本を使用するという手続としていたため、謄本証明及び簿冊番号等の記録がない本件境界調査図の原本を参考図面として取得したことについては疑問であり、当時の担当者に本件境界調査図の原本が作成された経緯及び取得した理由を確認したが不明とのことであった。

イ 以上の説明を踏まえ、当審査会では次のとおり検討を行った。

まず、本件申立文書1についての実施機関の主張について検討する。

実施機関に確認したところ、環状2号線の本件区画整理事業の施行地区に接する部分の整備工事の時期は明確ではなく、本件区画整理事業との工事調整のために、建設課が本件区画整理事業の資料を必要とする状況であったのかどうかについては不明である。しかし、土地区画整理事業に係る業務を所管していないため、建設課は一般的に土地区画整理事業に係る資料を取得及び保有していないという説明は是認でき、また、当審査会は建設課に対して本件申立文書1を探索させたが、その存在を確認することはできず、存在を推認させるような事情も認めることはできなかったことから、当審査会は本件区画整理事業に係る資料である本件申立文書1を取得及び保有していないという実施機関の説明について不合理とまでは言えないと判断した。

ウ 次に、本件申立文書2についての実施機関の主張について検討する。

実施機関は、本件申立文書2は保有しておらず、本件境界調査図に係る道水路等境界調査を実施した記録も無いと主張するが、一方で道路調査課が本件境界調査図の原本を保有しているという状況があり、このことについて何ら合理的な説明がないため当審査会として実施機関の主張は得心しかねるものである。当審査会は、道路調査課が保有している本件境界調査図の原本は何を基に作成されたものなのか質問したが、文書管理のための簿冊番号等の記録が無い図面であるため横浜市が実施した道水路等境界調査に基づいて作成されたものであるとは考えられないという説明のみであり、では、どうしてこの図面を参考図として取得したのかという質問については明確な回答を得られなかった。

しかしながら、当審査会は建設課に対して本件申立文書2を探索させたがその存在を確認することはできず、また、本件境界調査図に係る道水路等境界調査が実施されたことを推認させる資料の存在を認めることはできなかった。したがっ

て、当審査会としては、本件申立文書2について、取得及び保有していないという実施機関の説明を覆すに足る確証を得ることはできなかった。

エ また、道路調査課が本件境界調査図の原本を取得したのは昭和56年であり、申立人が本件区画整理事業の換地処分により本件境界調査図が示す地区界道路に隣接する土地を所有した時期は昭和57年5月9日であることから、仮に本件境界調査図に係る道水路等境界調査の関係文書である本件申立文書2が存在したとしても、申立人の個人情報が含まれている可能性はないものとする。

オ なお、申立人が上大岡の道路局建設部南部建設課で見たと主張する申立人を含む複数の人の手書き署名が1枚の用紙に書かれたものについては、それが具体的に何の文書であったのかということは不明であり、当審査会としては申立人と実施機関のどちらの主張の当否について判断することはできないものである。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が本件個人情報を存在しないとして非開示とした決定は、妥当である。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成17年9月8日	・部会で審議する旨決定
平成17年9月9日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成17年9月16日 (第10回第三部会) 平成17年9月22日 (第69回第一部会) 平成17年9月30日 (第71回第二部会)	・諮問の報告
平成17年10月18日	・異議申立人から意見書を受理
平成17年11月18日 (第14回第三部会)	・審議
平成17年12月16日 (第16回第三部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成18年2月3日 (第18回第三部会)	・審議
平成18年2月17日 (第19回第三部会)	・審議